

1. 集団指導（自己点検）実施状況

対象機関	9機関（育成医療：9機関／更生医療：9機関）
------	------------------------

2. 自立支援医療（育成・更生）の取扱い状況

取扱いあり	0機関
取扱いなし	8機関

3. 集団指導（自己点検）回答結果の状況

※ 自立支援医療の取扱いがない場合は、「第3 人員体制、設備の整備状況」のみ計上してあります。

点 検 項 目		点 検 結 果 (件数)		根 拠 法 令
		適切	不適切	
第1 基本方針	(1) 指定自立支援医療機関は、支給認定に係る障害者等の心身の障害の状態の軽減を図り自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、良質かつ適切な自立支援医療を行っているか。	—	—	法第61条 法施行規則第60条
第2 療養担当規程の遵守状況	(1) 受診者の訪問看護を正当な事由がなく拒んでいないか。	—	—	○平18厚告65指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）療養担当規程 ○平18障発第0303002号「自立支援医療費の支給認定について」 ○自立支援医療費（育成医療・更生医療）支給認定実施要綱
	(2) 自立支援医療受給者証（以下、医療受給者証）が有効であることを確認した上で訪問看護しているか。 例）医療受給者証の有効期間、印字医療機関名。	—	—	
	(3) 受診者がやむを得ない事情がある場合、便宜な時間を定めて診療しているか。	—	—	
	(4) 諸記録に、訪問看護の提供に関する事項を記載しているか。	—	—	
	(5) 訪問看護及び訪問看護報酬の請求に関する帳簿等を完結の日から5年間保存しているか。	—	—	
第3 人員体制、設備の整備状況	(1) 適切な訪問看護等が行える事業者であるか。	8件	0件	○平18障病発第0303005号「指定自立支援医療機関の指定について」 ○指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）指
	(2) そのために必要な人員を配置しているか。	8件	0件	
第4 自立支援医療に係る診療報酬の請求状況	(1) 自立支援医療費の診療報酬の請求が、診療録の記載に基づいて適正に行われているか。			○法第58条 ○平18障発第0303002号「自立支援医療費の支給認定について」 ○自立支援医療費支給認定通則実施要綱
	①負担上限月額が設定されている受診者について、適切に自己負担の徴収をしているか。	—	—	
	②医療受給者証に記載された医療と記載されていない医療を合わせて提供した場合、記載されていない医療を自立支援医療（更生医療・育成医療）に含めて請求していないか。 例）風邪や皮膚疾患等は自立支援医療（更生・育成）の対象外	—	—	
	③医療受給者証を2枚以上持っている受診者については、記載された医療ごとに分けて請求しているか。 例）「更生医療」と「精神通院医療」の医療受給者証を持っている等	—	—	

点 検 項 目		点 検 結 果 (件 数)		根 拠 法 令
		適 切	不 適 切	
第4 自立支援医療に係る診療報酬の請求状況	<p>④医療受給者証に記載された医療が「慢性腎不全（人工透析療法）」である場合、次のとおり適切に請求が行われているか。</p> <p>※長期高額疾病(長)（特定疾病療養受療証）と自立支援医療（更生医療）の併用の場合</p> <p>○特定疾病療養受療証の有無を確認しているか。</p> <p>○診療報酬は次の順位で請求しているか。</p> <p>1. 医療保険 2. 長期高額疾病 (長)（特定疾病療養受療証） 3. 公費負担制度（自立支援医療（更生医療））</p> <p>○診療報酬の請求の際は、「特記事項」欄に「長」若しくは「02長」（又は「長2」若しくは「16長2」）と記載しているか。</p> <p>※具体的な例については、別紙1をご覧ください。</p>	-	-	
	<p>(2) 自己負担上限額管理票へ適切に記載をしているか。 また、適切な管理のために、他医療機関（医療受給者証に印字されている病院、薬局、訪問看護事業者）の連携を密に行っているか。</p>	-	-	
第5 その他	<p>(1) 医療機関の名称及び所在地等に変更があったときは、都道府県知事に届け出ているか。 （届出事項）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 指定訪問看護事業者等の名称及び主たる事務所の所在地 ○ 当該申請に係る訪問看護ステーション等の名称及び所在地 ○ 指定訪問看護事業者等である旨 ○ 当該訪問看護ステーション等において指定訪問看護又は訪問看護に係る指定居宅サービスに従事する職員の定数 	-	-	<p>○第64条、68条第1項第4号</p> <p>○法施行規則第57条、第61条、第62条、第63条</p> <p>○平18障発第0303002号「自立支援医療費の支給認定について」</p> <p>○自立支援医療費支給認定通則実施要綱</p>
	<p>(2) 医療機関の業務を休止し、廃止し、又は再開したときは都道府県知事に届け出ているか。</p>	-	-	
	<p>(3) 指定自立支援医療機関の指定については、6年ごとにその更新を受けなければ効力が失われることを認識しているか。（更新が必要な医療機関には別途、身体障害者更生相談所から更新案内を送付しています。）</p>	-	-	